

# 広島広域公園指定管理者候補者の選定要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島広域公園 広島市安佐南区大塚西五丁目外
- (2) 設置目的  
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者  
公益財団法人広島市スポーツ協会

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）  
公益財団法人広島市スポーツ協会
- (2) 非公募とする理由  
広島広域公園の現指定管理者である公益財団法人広島市スポーツ協会は、年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況評価」の評価において指定期間（5年間）の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となるとともに、現指定期間の終了後も引き続き同施設の管理運営を希望していることから、更新制を適用し、同法人を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間  
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準（有料公園施設 陸上競技場・補助競技場・第一球技場・第二球技場・テニスコート）
  - ア 供用日
    - (ア) 陸上競技場・補助競技場・第一球技場・第二球技場  
1月4日から12月28日まで（木曜日（木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び同月5日を除く。）に当たるときはその前日とし、5月4日又は同月5日に当たるときは同月2日とする。）及び8月6日を除く。）
    - (イ) テニスコート  
1月4日から12月28日まで（8月6日を除く。）
  - イ 供用時間
    - (ア) 陸上競技場・補助競技場（一般利用）・第一球技場・第二球技場・テニスコート 午前9時から午後9時まで
    - (イ) 補助競技場（専用利用）

1月、2月、11月及び12月	午前9時から午後5時まで
3月、4月、9月及び10月	午前9時から午後6時まで
5月から8月まで	午前9時から午後7時まで
  - ウ 特記事項  
申請者から供用日や供用時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
  - ア 公園の利用の禁止及び制限に関すること。
  - イ 有料公園施設の利用の許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
  - ウ 公園の維持管理に関すること。
  - エ その他市長が定める業務
  - オ 特記事項
    - (ア) 利用料金制を導入済み。
    - (イ) 使用料の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
    - (ウ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
    - (エ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
    - (オ) 管理者変更に伴う引継業務等  
指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。
    - (カ) 自主事業として、売店を設置し運営すること。
- (6) 配置人員
  - ア 10人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。
  - イ 防火管理者等の配置
    - (ア) 管理監督的な地位にある者で、防火・防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火・防災管理者とすることができる。また、国際大会又は全国規模の大会の管理運営に携わった経験者を総括責任者に配置すること。
    - (イ) 自衛消防組織の設置に当たっては、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）  
17億253万5千円  
※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。

- ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- ※ 指定期間中に再整備を予定しているため、再整備に伴い業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。  
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 市への納付金

指定期間における有料公園施設のスポーツ以外の利用（利用者が入場者から入場料その他これに類する金銭を徴収する場合に限る。）に係る利用料金収入の合計額が、指定管理者候補者が指定管理料算定の際に定めた当該利用料金収入見込みの合計額を上回った場合は、上回った額の50%を市に納付すること。

(10) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用等の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 公園の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	達成・未達成 該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	策定済・未策定 有・無 策定済・未策定 有・無

【4 地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当

- (11) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて  
更新制の適用により、通算した指定期間の4年目から8年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。